

「我、ここに立つ」「日本基督教団の信仰告白の制定から見えてくるもの」

原 誠

はじめに

教団は、戦後の 1954 年の第 8 回総会で「信仰告白」を制定した。この時代に、どのような理由によって、どのような性格の信仰告白が制定されたのか、制定にいたる事情を振り返りながら、そもそも「信仰告白」とはなにか、どのような意義と重みをもつものなのかについて検討し、これらのことから見えてくるものをともに考えたい。使用する資料、文献は、特に断らない限り『日本基督教団史資料集』（以下、『資料集』と記す）である。

1、日本基督教団の成立過程

今回の講演の主題は、教団の信仰告白の成立がテーマであるが、その前提としてまず日本基督教団の成立過程について歴史的に踏まえておきたい。教団の成立は 1941 年 6 月であるが、この成立までの動きをスケッチしておく。最初に 1920 年代の日本基督教連盟による教派合同運動があった。日本では在日宣教師が世界各地で進行している教会合同運動とその成立の影響を受けて連盟に教派合同促進を申し入れた。しかし連盟はこれに対して当初は慎重な態度であった。それは教派を合同して一つの教会を形成することについては、当然のことながら信仰職制上の一致が必要になるからである。そもそも連盟にはそのような「権能」がなかった。その後、この議論は一進一退を続け、29 年には「日本基督教諸派合同基礎案」が発表された。これはきわめて簡単なもので予想し得る信仰職制上の争点はすべて回避されていた。連盟は 38 年 1 月に「日本基督公会規約(試案)」を作成し各教派に送ったが、これに対し信条を持つ教会である日本福音ルーテル教会はアウグスブルク信条にある教会一致の原則に反するとして参加しないこととし、日本基督教会は信仰職制上の一致を持つ教派合同教会を実現することの困難さを指摘して諸教派連合組織としての教会、教会同盟を結成した上で協議すべきとした。このように各教派の合同への動きが模索されたものの足並みは揃うことなく、1939 年の段階では連盟自体の合同運動は停滞していた。『資料集』では「停滞」と記しているが、事実上は「頓挫」していたと言ふべきであろう。

この時代状況について記すと、日本の社会では 1935 年に美濃部達吉の「天皇機関説」が問題とされ、37 年の「国民精神総動員運動」、38 年の「国家総動法」の公布などにみられる戦時体制の確立と実施があった。また 38 年 3 月には大阪憲兵隊による 13 条の質問状が出され、39 年 3 月に「宗教団体法」が可決成立していた。

この状況の中で「停滞」、「頓挫」していた教会の合同運動は、1939 年 3 月に宗教団体法が可決成立したことを受け、40 年 8 月以後急速に動き出した。それは社会全体の政治体制の強化、すなわち戦時体制の強化とともに東京憲兵隊による救世軍幹部の取り調べ事件(40 年 7 月)や宣教師をスパイ視した新聞報道(40 年 8 月)があったからである。「資料」にあるよ

うに、この時は反対運動は起こらず、逆に歓迎する向きもあった。

文部省は、当初、教会数 50 以上、信徒数 5000 人以上で一つ教団を認可する方向が示されたためにこの基準を満たさない小教派の教会は、近似教派の教会と合同をすすめた。一方でこの際に全教派の合同を志向する動きもあった。この厳しい局面ですべての教会が生き伸びるための方策と考えられたからである。

1940 年は「皇紀 2600 年」であった。社会全体が 1 年間を通して「奉祝行事」をおこなった。新体制の確立をスローガンに従来の組織を解体し、戦時目的に翼賛していく動きであった。40 年 10 月に青山学院で開催された「皇紀 2600 年奉祝全国基督教信徒大会」では、2 万人が集まり「吾等ハ全基督教会合同ノ完成ヲ期ス」と宣言した。したがって諸教派は宗教団体法という国家の法に拘束されてやむなく教派合同に赴いたのではなく、社会の風潮の中に鼓舞されて勇敢に合同に邁進した。

文部省はこの動きを前向きに受け止めて単一の教会の成立を指導した。それはプロテスタント諸教派の大合同が実現すれば、その宗教統制と動員が容易になるからである。

組合教会、ルーテル教会はブロック制を、日本基督教会その他は信条による完全合同を主張したが、結局、合同教会は宗教団体法に準拠して統理者制の機構を取り、ブロック制を経過規定とすることで意見の一致をみた。このとき先に採択された信仰告白は撤回された。また日本聖公会は歴史的監督制に立つ教会として準備委員会から離れ、救世団(救世軍)、基督友会はこれに加わることになった。わずか半年の間に、準備委員会は教派合同に関する信仰職制問題に関する論議を回避し、部制を取り入れることとした。こうして日本基督教団が成立した。

ここで指摘しておきたいことは、教団が成立して認可されたときには「第 5 条 本教団ノ教義ノ大要左ノ如シ」として、「イエス・キリストニ由リテ啓示セラレ聖書ニ於テ証セラルル父・子・聖霊ナル三位一体ノ神ハ世ノ罪ト其ノ救ノ為人トナリ死ニテ甦リ給ヘル御子ノ贖ニ因リ信ズル者ノ罪ヲ赦シテ之ヲ義トシ之ヲ潔メ永遠ノ生命ヲ与ヘ給フ／教会ハキリストノ体ニシテ恩寵ニ依リテ召サレタル者礼拝ヲ守リ聖礼典ヲ行ヒ福音ヲ宣伝シ主ノ来リ給フヲ待望ムモノナリ」とし、「第 6 条 本教団ハ旧新約聖書ヲ以テ所依ノ教典トシ使徒信条其ノ他ノ信仰ノ告白ニ準拠ス」とある。つまり教団が成立したとき「信仰告白」はなく「教義ノ大要」を示すのみであった。このことも日本基督教団の成立が、内発的な動機を持ちつつも宗教団体法の成立に伴う社会状況の変化に拠るものであったといえる。

2、宗教団体法の性格

合同教会が成立する場合、当然のことながら一つの教会を形成しようとするのであるから、そのためにどのような教会となるか、すなわち信仰職制の一致が必要であるのは当然である。すでに述べたように合同を志向しながらもそれが一致しなかったのもこのような議論が必要であったのである。結局、教団が成立したのは政府の戦時体制を強固に確立して宗教の分野においても政治体制に動員するために制定された宗教団体法によるものであ

り、他方、教会は時代の動きに連動してこれに対応した。宗教団体の法としての性格がどのようなものであったか、「資料」を参照いただきたい。教派の教会の中では、これが教会を保護するものとして歓迎する向きもあったが、対象としたのはキリスト教だけではなく、仏教の各宗派、教派神道を含むすべての宗教を統制しようとした弾圧法であった。宗教団体法は 12 月に廃止された。

3、各教派教会における信仰職制、教職制度と信告白の意義について

それでは各教派の信仰職制の面においてどのような教会論であったかのかスケッチする。すでに指摘したようにルーテル教会、日本基督教会は自らの教派としての教会論、そして教職論について明確な主張を持っていた。

以下、簡単にそれぞれの教派の教会論、信仰職制、信仰告白、教職の位置とその養成について説明する。

(1)日本基督教会は長老派・改革派の教会である。全体教会としての「大会」は「信条」を持つ「信条教会」であり、この下に教区に該当する「中会」がある。この「中会」の構成員はともに「按手」を受けた「宣教長老」(牧師)と「治会長老」(信徒)がおり、「中会」において「長老会」を組織し、「中会」内のいわゆる教会である「小会」に対して責任を負う代議制である。「中会」の強力な指導力を特徴とする。教職は神学校修了後、「中会」の試験を受けて、教職ではない教師試補、教師候補者となり、「大会」の試験を受けて牧師となる。

この時期におこったことに触れておきたい。日本基督教会と(在日)朝鮮基督教会との関係である。教団成立の前に朝鮮基督教会が日本基督教会に加入を申し入れ、その条件を示すように求めたところ、浪速中会は(1)日本基督教会の信条に服すること、(2)日本語を使用すること、(3)教役者の再試験を実施することを決め、これを伝えた、とされる。これは日本基督教会の憲法規則にはなかったことである。ちなみに戦後、占領軍による宗教団体法の廃止後、在日大韓キリスト教会は 45 年 12 月に教団を離脱した。最も早い段階での離脱であった。

(2)メソジスト教会は、その源流であるイギリスの国教会(聖公会)の組織を規範とし、教派教会の創始者であるウェスレーが起草した「宗教箇条」をもち、最高の責任者は監督である。当時の日本には東西 2 人の監督がいた。この教会は「信条教会」ではない。教会の牧師は定住せず任地は監督が任命する。このように監督職の責任と権限は重大であった。教師は神学校を修了後、教師試補となり、2 年で執事、さらに 2 年で教職となる。

(3)日本組合基督教会は、会衆主義の教会、すなわち各個教会主義である。その意味はキリストを首として、自由自治を唱える各個教会が一つの契約によって相互に結ばれた連帯共同体であり、その組織を構成する各個教会には厳しい条件が求められた。各個教会が信仰告白を持った。教職は伝道師と牧師の 2 種類があり、神学校卒業後 2 年の実地伝道、あるいは 5 年伝道師として働いて、部会の推薦を受け自らの信仰告白、所属教会からの推薦

状が求められた。

バプテスト教会は、会衆派の伝統を持ち、特徴として幼児洗礼を認めず、浸礼によって洗礼を受けることが特徴である。

教団はこのような異なった教派教会の制度を、宗教団体法によって一つの合同教会として信仰職制上の一致を生み出していくことが求められた。しかし政府が教会に求めたものは、教会内部の信仰職制上の一致ではなく戦争遂行のために円滑に機能する教会となることであった。

4、宗教団体法もとの教団の「教義ノ大要」

宗教団体法は、宗教団体の国家統制を図るための法律であり、統制法、弾圧法であった。国内の仏教を含むすべての宗教教団は、これによって戦争遂行をおこなう国家の行政の下部機関となった。そのいずれもが宗教団体を天皇制国家に忠実なものとして統制・動員し、それにふさわしくないと関係当局が判断したものには高圧的な威嚇と容赦のない弾圧を可能にした法規であり、「統理」は「勅任官」となった。

戦時下の教団の諸活動についての詳細はここでは触れない。『教団年鑑』の「教団の記録」を参照してほしい。ここでは信条問題について述べる。すでに述べたように教団が成立したときには「信条」を持っておらず「教義ノ大要」があった。教団は信条特別委員会を設置して活動を続け、まず「信仰問答」を作成しようとしたが、結論をいえば文部省から承認を得ることができず、ついにこれさえも決定にいたらなかった。『資料集』によれば「創造神の否定、キリストの復活の削除を求められた」という。その結果、富田総理はこの委員会の解散を求めた(1945. 8. 2)。

この意味するところは、後で述べるように、本来、信仰告白とは、教会が自らの拠って立つ所、すなわち「我、ここに立つ」ということを表すものであり、これは国家から承認を得るという性格のものではないはずのものでありながら、政府と交渉し、その認可を受けなければならなかったということを経験する必要がある。

5、戦後の教団と「会派」問題

宗教団体法は、1945年12月28日に廃止された。宗教団体法の廃止に伴い最初に教団を離脱したのはインマヌエル綜合伝道団(45. 10)、続いて在日大韓キリスト教会(45. 11)であった。続いて日本基督改革派教会(46. 4)が設立された。その後の47年以後、多くの教派が離脱していった。これを『史資料集』ではそれぞれの再建と表記している。

まず日本基督改革派教会の離脱の理由をみてみよう。彼らは「ウェストミンスター信仰告白」を堅持することを主張し、旧日本基督教会の簡易信条と呼ばれた『日本基督教会信仰の告白』に批判的であったので、これを棚上げにした教団合同を批判しており、『資料集』では、これを旧教派の再建ではなく新教派の創立と見るべきだとしている。

多くの教派が離脱していったその最大の理由は、旧教派の伝統の保持と発展、外国ミッションとの関係回復であった。

またこの時に教団が直面しなければならなかった最大の問題は、「会派問題」と呼ばれた問題であった。宗教団体法の法的拘束力がなくなったことにより、旧教派は教団に留まるか、離れるかが問われた。そして留まるならば教団内で旧教派の伝統に基づいた教会形成、教会性を持つ「会派」の公認を求めた。その後の教団を支えていった主要な旧教派の教会である旧 1 部の日本基督教会の一部は、教団が信仰告白を持っていないことを指摘して「会派」の公認を求めたが、しかし教団はこれを公認しなかった。「完結性」をもつ教会の元に「教会性」をもつ教会が存在することを承認することになるからである。教団は「会派」を認めないことの決議とともに、この承認に際して日本基督教団信仰告白実現に向かう付帯決議がなされた。

こうして日本基督教会が結成された(51. 4)。当初は北海道の 17 教会がこれに加わった。

ここで指摘をしておきたいことは、教団は会派問題の解決に際して付帯決議として教団の信仰告白の制定を進めることになった、という点である。

6、教団の信仰告白とその成立過程

まず教団の信仰告白の成立過程における議論をたどり、教団の信仰告白について検討したい。

すでに 3、で述べたように教団を形成する主要教派である日本基督教会、メソジスト教会、組合教会の信仰告白についての教派的理解はそれぞれに異なっていた。改めてまとめると、日本基督教会は信条教会であり、全体教会を統合する信仰告白がなければ教会ではないとの理解を持ち、メソジスト教会は信条教会ではなく監督の責任が重大であること、組合教会は各個教会において信仰告白を持つが全体を統合する信仰告白を持つことはない教会であった。教団では会派問題で課題となった付帯決議に基づいて信仰告白の制定の準備に入った。

教団はすでに「教憲・教規」において会議制を政治機構とすることを決定していた。しかしこの会議制とは、監督制、長老制、会衆制とならぶ第 4 の制度では決してなく、この 3 つに共通する公約数的な、したがって 3 つのいずれにも受け取ることができるようなあいまいなものであった。

第 5 回教団総会(1948. 10)は、使徒信条を告白することを決定し、信条を持つ教会となった。しかし使徒信条を告白するだけでは福音主義の信仰告白となっていない、拘束力を持つ福音的信仰告白を持たない教会は教会ではないとの主張を受けて作業に入り、1954 年 7 月に最終案を完成させ、第 8 回総会で「教団信仰告白」が制定された(1954. 10)。しかし、『キリスト新聞』が「教団信仰告白、採用成る、起立採決に満場一致ならず」(1954 年 11 月 5 日)と報じたように、制定までの過程で多くの議論があり、また「教団内における信仰告白についての現状調査報告」(1952. 1)(資料を参照)もなされた。これはすでに述べた、

さまざまな教派的背景を持つ教会が一つの信仰告白を告白するにいたるさまざまな点を述べている。

その代表的な意見は、「使徒信条を告白す」によって、教団が信条をもつ教会であるという考え。「信仰告白」の制定に読んで、教団が一枚岩の信条教会へと歩むという考えや「使徒信条」は福音的教会の信仰告白としては最低線である故、さらに告白するように努めたいと考えている考え。また現在の教団の信仰告白で一応満足して、これ以上のものをもつ事を積極的に考えていないという考え。従来の「非信条教会」の伝統によって成文化された信仰告白をもつことに抵抗感を持つという考え。合同教会である「教団」を形成しようとしているのだから、あらゆる旧来の伝統的立場は自己の伝統を権利として主張するだけでなく、それを尊重しながら、他の伝統的立場に対して相互に理解と歩み寄りとを志すべきであるという意見。などなどである。

このようにさまざまな立場からさまざまな意見が述べられ、そして「最終案」が決定された。ここにおいてかなり丁寧に各方面の意見を集約し、検討を加えたような姿勢がうかがえる。そして、以下のような「付带的説明」が加えられた。

「これは信仰告白が讃美告白であることを明らかにし、しかも讃美告白された信仰告白が教団を律する拘束力をもつものであることを同時に明らかにしている。

次に信条の内容の解釈については次の如く判断する。教団内において信仰内容が一致の実を挙げつつあることは、感謝をもって公正に承認せられるところである。しかし信条の内容的問題について万一解釈の相違が生じた場合には、第五回教団総会において信条委員長より表明せられた如く、『解釈にはある程度の自由は認めらるべきも、度外れた解釈は認められない』という立場が妥当であろう。しかして解釈相互間の争点については、法的措置の前に、必ず神学的論議の領域が設定されねばならない。」

(基督教新報 昭和 26 年 2 月 10 日号)

さらにこの「付带的説明」について「解説」が加えられた(昭和 26 年 3 月)。

「報告書が信仰告白を『讃美告白』として表現したことは、『告白』の原意に即せると同時に、信仰告白をしてあくまで自発的にして積極的なものたらしめようとしたものである。従って『讃美告白』を以て『不真実』なりと批判する如きは、全くの誤解に基づいている。何故なら自発的にして喜ばしき告白こそ、『真実』なる告白だからである。これに反して外から強制されてなされる告白は『不真実』である。報告書が『律法的拘束性』と名づけたものは、かかるものである。

律法的拘束性とは、拘束するための拘束、拘束を自己目的とする拘束性である。かかるものは福音的教会の信仰告白から遠いといわざるを得ない。福音的教会における信仰告白の拘束性は、自発的に告白せられた福音が、告白せる教会を拘束する。従って報告書が信仰告白の拘束性を全然認めないとなす如き批判も、誤解に基づいている。」

『資料集』では、信仰告白の自発性と拘束性の同時成立を指摘し、その拘束性を認めない会衆主義者を取り込もうとする意図で述べられていたと記している。要するに信仰の自由を尊ぶ伝統的立場と信仰告白の拘束力を強調する伝統的立場との間に、共通の理解による共同の解決を目指したものと理解することができる。そこには信仰告白の自発性と拘束性が決して相互排他的でないことが示されている。それが以下の文章である。

本年 2 月（1954 年）の第 4 回常議員会において両原案が受理せられたに際して、石原委員長は次の如き趣旨の一文を発表した。

「今回制定せられる信仰告白は教団の信仰告白である。教団はこの信仰告白を教団として告白する。各個教会も信徒も教団に属するものとしては、この信仰告白を告白する。従ってこの信仰告白と矛盾するものは、各個教会も信徒も告白することは出来ない。しかしこの信仰告白と矛盾しない限りでは、各個教会も信徒も従来の歴史的伝統ある信仰を告白することが許される」。

そしてこの委員長の文は次の如き結論を以て終っている。

「教団は、各自その所信に忠実であると同時に、他者の立場をもよく理解し、すべてが一致して讃美告白するに至ったときに、始めて合同教会としての力と進歩とを増し加えるものであることを、われわれは信ずる者である。望むらくは今次の教団総会においてこの問題が、自己主張ではなしに、教団全体の信仰上の一致に達するための趣旨を以て正しく処理されるよう、全議員の諒解と協力とを祈る」（基督教新報 29 年 3 月 13 日号）〔『第 8 回日本基督教団総会議案・報告書』1954・10・26－29、117－124 頁〕

このように教団は信仰告白を告白する信条教会としての要件を整えた。しかしそれは信仰告白の制定が、すでに見たように「会派問題」を解決するための「付帯条件」であったこと、そして旧教派のさまざまな信仰職制上の解釈の多様性を前提として理解し、教団に残留し教団を形成していこうとしたこれらの理解を包含する信仰告白の理解であったことは明白である。この意味と意義は「我、ここに立つ」という告白であるが、以下に述べるように、そもそも信仰告白とはなにか、ということも課題に向き合うことになる。

7、「信仰告白」の両義性と歴史性

そもそも「信仰告白」とは何か。資料の「信仰告白」の記述を要約して紹介する。初期の信仰告白は「イエスはキリストである」という最も短い形の表現自体が信仰告白であり、さらに原始教会に流布していた「イエスは主である」、「イエスは神の子である」、「イエスは復活した」という言葉自体が信仰の告白であった。それは古代奴隷制社会であったロー

マ帝国の中に、ユダヤ教の律法、すなわち「割礼」を救いの条件としないことによって成立した新しい宗教であるキリスト教であったことの歴史的意義である。それが最初に「古ローマ信条」といわれるものに、次いで今日も継承されている「使徒信条」という文書となった。それは歴史的に一つの側面が「讃美」、「感謝」であり、他方は信仰の純粋性を守ること、すなわち「規範」となったということである。ここに「両義性」がある。

そしてより根源的には、なぜ歴史的に「信仰告白」が生まれていったのかということも深く留意する必要がある。これは歴史的なものであって、われわれの主観において判断できることではない。宗教改革以降、それぞれの教派は自己のアイデンティティを明確化するために、新たに信仰告白を作成した。1530年のルター派の「アウクスブルク信仰告白」や1646年の英国教会の「ウェストミンスター信仰告白」などがそうである。

その意味は信仰の共同体である教会が、その時代のなかで、信仰の拠って立つところを明示するために「信仰告白」を生み出したという点である。信仰告白は、単に継承し遵守するばかりでなく、告白し続ける歴史的な出来事として、すなわち換言すればダイナミズムのなかで考える必要がある。その意味では、第2次世界大戦の際のドイツの福音主義キリスト者たちがナチズムとの戦いのなかで表明した「バルメン宣言」は歴史に残るものである。そこに「我、ここに立つ」と信仰告白が表明されている。

信仰者の主体的な信仰を重んじる改革派の諸教会では、洗礼に先立って個人がそれぞれの信仰告白を表明する習慣がある。日本におけるプロテスタント合同教会である日本基督教団は1954年の総会で「日本基督教団信仰告白」を宣言したが、その規範性の理解は多様である。現代においては、それぞれの時代と民族の文化に応じてキリスト教の信仰を明確に表明する新しい信仰告白の定式化が求められている。その意味で日本基督教団の「戦争責任告白」は、教団が日本社会において歴史的にキリストの主権を告白したものである。そしてそれは「我、ここに立つ」という信仰の宣言、告白であった。

8. まとめとして—会衆派の伝統と日本基督教団

教団が成立してから73年を経過し、教会の現場、また信徒や教師の認識においても、教団という合同教会とはなにか、そしてそのなかにおける会衆主義の教会の伝統や教会形成について、学習をする必要が認識されるようになった。それは、昨今の教団の動きが、いわば硬直化した、規範としての「信条教会」の性格を強めてきているからでもある。そこで「我、ここに立つ」という今回の主題を踏まえて、要点をまとめる。

日本基督教団が成立したのは宗教団体法という弾圧法、統制法によるものであった。しかし15年戦争下において、日本の教会は組合教会を含めてこの本質を見抜くことができなかった。それ以前にたしかに日本基督教連盟による合同運動はあったが、長老派・改革派系の日本基督教会、ルーテル教会は、ともに固有の教派の信条の問題を主張することによって合意にはいたらなかった。わたしはそれを頓挫したと表現したい。

成立した教団は、宗教団体法の法的枠のなかでのみ存在し、いかに戦時下の状況であったとはいいいながらも、教会としての主体的な合同教会の内実を形成する歩みであったとはいえない。ただ宗教団体法のもとにおいて存在した。

その後、戦後の宗教団体法の廃止に伴い、教団を離れる教会が現出していったとき、教団のなかで旧日本基督教会の伝統に立つ教会などが、教団のなかで「会派」の承認を求める運動が起き、この動きを承認しなかった教団が、すでに述べたように「付帯条件」として教団の信仰告白の制定がなされ準備が進められていった。この時にはかなり丁寧に各方面の意見を聴取し、信仰告白の自発性と拘束性を念頭において作業が進められていき、それが 1954 年の教団の信仰告白制定となった。この教団の信仰告白の成立の意味と意義は、先に例としてあげたように、例えば「バルメン宣言」や教団の「戦争責任告白」に見られるように、その国家社会の歴史的あるいは社会的認識のゆえになされた教会の主体的な告白とは言い難い。教団を構成することになったさまざまな教派の教会のおおよその合意を表したものの、換言すれば教団を構成することになった旧教派の最大公約数で、かつまたある幅をもたせた「信条教会」となったのが教団であるといえよう。すなわち、教団を構成する旧諸教派の合意を形成しようとする内向きの合意として成立した信仰告白の制定であった。しかも、この信仰告白の解釈について、繰り返して指摘すれば「解釈相互間の争点については、法的措置の前に、必ず神学的論議の領域が設定されねばならない」との説明がなされたことを想起したい。

これらの歴史的な経緯を踏まえるならば、教団のなかで会衆派の伝統を持つ教会 154、伝道所 40、合計 194 の教会・伝道所、その時の教職の数は牧師 131、伝道師を含んで 197 人であった。教団成立時に第 3 部を構成した 284 の教会は、この伝統を正しく継承することを通して合同教会である教団に貢献することが期待されよう。そして教団の教会が任命制ではなく文字通り各個教会による招聘制という制度であることの意味と意義を深く自覚することが大切である。それはその前提として、招聘する主体としての教会が基礎となっているという意味である。

また会衆派の伝統を持たない教団成立後に設立された多くの教会にとっては、その教会の伝統を探り求めるとき、会衆派の伝統の教会観を直接的に明示することは難しいといえよう。

しかし共通するわれわれの課題は、この時代、この社会のなかにあって「我、ここに立つ」こと、信仰告白の原点である「告白」、「賛美」、感謝」を根底においた信仰と信仰の共同体を形成していくことである。

(了)

資 料

宗教団体法(抄)

1939(昭和 14)年成立した宗教団体の国家統制を図るための法律。日中戦争が始って国家主義化が進む中で、39 年 1 月 18 日、平沼内閣は宗教団体法案を国会に提出した。全 37 条の簡潔な法案で、神道、仏教、キリスト教、その他の宗教教団と結社の統制を目的として、教団の設立は文部大臣の認可を必要とし(第 3 条)、その宗教行為が安寧秩序を妨げ、または臣民たる義務に背く時は認可を取消されることとなっている(16 条)。しかし、神社はこの法の外にあり、神社参拝を拒む者は取締るとの説明もなされた。これに対し議員の批判的質問もなく、議会外の反対運動も起らず、39 年 3 月 23 日成立、4 月 8 日公布された。キリスト教界には、この法律に宗教団体として「基督教」の文字が初めて入ったことを喜ぶ意見もあり、批判的見解はまれであった。続いて同年 12 月 23 日、勅令により宗教団体法施行令が公布され、40 年 4 月 1 日施行と定められた。また 40 年 1 月には文部省令として 75 条に及ぶ宗教団体法施行細則が発令されたのをはじめ、諸規定の発布が相次いだ。6 月に宗教局長は教会数 50、信徒数 5000 名以上なければ教団として認められぬと言明。各派合同の要因となった。プロテスタント各派は 6 月日本基督教団として合同、11 月 24 日認可された。(笠原芳光)『岩波キリスト教辞典』

宗教団体法に関連した法令

☆1946/10/4 の GHQ 指令で廃止を命ぜられた法規

- (1) 治安維持法 (1926 / 4 / 22、1928 / 6 / 29 勅令による改正、41 / 3 / 10 改正、45 / 10 / 16 廃止)
- (2) 思想犯保護観察法 (36 / 5 / 29 公布、45 / 10 / 16 廃止)
- (3) 思想犯保護観察法施行令 (36 / 11 / 14 頃、46 / 10 / 16 廃止)
- (4) 保護観察所官制 (1936 / 11 / 14)
- (6) 予防拘禁手続令 (41 / 5 / 14)
- (6) 予防拘禁処遇令 (41 / 5 / 14)
- (7) 国防保安法 (41 / 3 / 7)
- (8) 国防保安法同施行令 (41 / 5 / 7)
- (9) 弁護士指定規定 (41 / 6 / 9)
- (10) 軍用資源秘密保護法 (39 / 3 / 26)
- (11) 軍用資源秘密保護法施行令 (39 / 6 / 24)
- (12) 軍用資源秘密保護法施行規則 (39 / 6 / 26)
- (13) 軍機保護法 (1899 / 7 / 16、37 / 8 / 17、41 / 改正)
- (14) 軍機保護法施行規則 (39 / 12 / 12、高所からの撮影禁止、41 / 改正)

(15) 宗教団体法 (39/4/8)

(16) 上記の法規を修正、補足若は実施に関する一切の法律、勅令、省令、命令及規則

(前・同志社大学法学部伊藤彌教授作成)

戦争責任告白(抄)

正式には「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」といい、1967(昭和42)年3月26日に総会議長書鈴木正久の名で発表された。66年の教団夏期教師講習会において戦時下の教団の責任問題が話し合われ、総会では6名の同意議員によって「教団として戦争責任に対する告白を公にすることの建議」が提出され、論議の末、常議員会に委託され、審議ののち67年2月の常議員会において総会議長の名で公表することを決定した。その要旨は教団成立が主に政府の宗教団体統合策に起因すること、「世の光」、「地の塩」である教会は戦争に同調すべきではなかったのに教団の名で戦争を是認、支持したこと、国家に対する「見張り」の使命をないがしろにしたこと、それらの罪のゆるしを神と世界、特にアジアの人々に請い、教団が再びあやまちを繰り返さぬ決意を表明するというものである。

この告白は日本の宗教団体が戦後に戦争責任を表明した唯一の例として、一般の革新的な人々からも評価され、以後、教団のひとつの方向をつくり、教会の社会的関心を増大させたが、教団内の保守派からは戦争責任論は教会固有の問題ではないなどの反対意見も出された。そのため北森嘉蔵らの五人委員会を設け、賛否の間を取持とうとした。(略)しかし「告白」は教団内の保守と革新の対立を顕著にする原因ともなり、70年前後には万博問題などをめぐって混乱が続いた。(笠原芳光)『日本キリスト教歴史大事典』

「教団における信仰告白についての現状調査報告」(1952. 1)

教団に設置された信仰告白制定特別委員会は、積極的に作業を進めた。その作業の方向は、それぞれの旧教派の相違点を強調するよりも、それらを一貫する共通点を認識することの方が重要であるとの方向であった。

- (1)「使徒信条を告白す」という教団の建前に従って、教団が信条をもつ教会であると考えている立場がある。
- (2)信仰告白の内容的問題に関しては、教団は一致の線を進んでいると考える立場がある。
- (3)使徒信条は福音的教会の信仰告白としては最低線である故、この信条内に含まれていないで而も聖書中に存在する根本的信仰内容を、更に告白するように努めたいと考えている立場がある。例えば三一神、受肉、信仰による義と聖化、等の如きである。但しこれも古典的信条の形態や名称までも必ず維持せねばならぬと考えるものとは限らず、それらの信条の真理内容が確保されることを考えているものである。

- (4)右に述べた(3)の立場と共通の考え方に立って、福音的信仰告白の厳密化を念願しながら、ただその告白を教団全体として持ち得るに至るために、従来ノン・クリーダルな伝統に立って来た教会とも共通に進みたいと考えて、この厳密化を直ちに形式的に推進しようとは考えず、相互理解による共同の歩みを考えている立場がある。
- (5)現段階における教団の信仰告白が福音的信仰告白として盛るべき内容を完全に盛り込んでいない所からして、この段階以上に内容的に豊富であった旧教派時代の信仰告白を使用している教会もある。これは教派の解消に伴い、旧教派の信仰告白を新たに一個教会の信仰告白として採用しているものである。然しこれも旧来の形式をそのまま維持せねばならぬと考えているとは限らず、内容について同様のものであれば、それを採用する用意があると考えられる。一この現状は教団全体の立場から見ると問題視せられるかも知れないが、然し教憲の「その他の福音的信仰告白に準拠す」という建前から、合法的に解釈することも不可能ではなからう。
- (6)教憲第二条及び第三条等に掲げられている三一神、受肉、信仰による義や聖化等の真理内容を、信仰告白の素材として用いることを適当であると考ええる立場がある。
- (7)現在の教団の信仰告白で一応満足して、これ以上のものをもつ事を積極的に考えていない立場もある。然しこれも教団に新しい信仰告白が生れるならこれに従う用意はある。
- (8)従来のノン・クリーダル・チャーチの伝統に従って、成文化された信仰告白をもつことに問題を感じている立場もある。
- (9)右の立場に対して同情をもちながら、しかもそのようなノン・クリーダルな伝統は、その教派が発生当時に相手とした統制主義的全体主義的教会へのレジスタンスという歴史的状况によって生れて来たものであって、現在もそのような相手を想定してその当時のままの伝統を絶対に固執することは、却って問題であると考ええる立場もある。ここでは信仰告白のもつ拘束性をも承認しながら、而もそれが右のような反動化を惹き起さないように、十分話し合って問題を打開するようにという希望が見出される。
- (10)信仰告白を重視し、その拘束性を強調する立場も、歴史上信条主義として知られて来た立場と簡単に同一視するべきでなく、その主張の真意を十分に聴かねばならぬという考え方もある。
- (11)単なる基督教連盟でなく「教団」という合同教会形成へ参画したのであるから、あらゆる旧来の伝統的立場は自己の伝統を権利として主張するだけでなく、それを尊重しながら、而も他の伝統的立場に対して相互に理解と歩み寄りとを志すべきであり、このことは信仰告白の問題についてもいわれる所であると考ええる立場もある。
- (12)然し右のこのような歩み寄りによる共通の解決に至るまでに伝道と教会訓練の必要から、伝統的流れを単位にした信仰告白に基くグループを認めてもらいたいとの意見もある。
- (13)同時に右の(12)のいうグループの意義を認めながら、而もこれを余りに固定化すると、教団全体を貫いた共同の解決が阻害される恐れがあるから、たとえそのようなグループ

を止むを得ずとしても、これを能う限りオープンな形にしておくことが必要であるという考え方もある。

(14)教団は大体旧来の教派的な考え方から脱しかけた歴史的段階に入っており、従って旧来のものの対立や相違を強調するよりも、教団はむしろ創造的（クリエイティブ）な信仰告白を生み出すように努力すべきであるという立場もある。

(15)教団は信仰告白を形式的に整えることを急ぎすぎてはならないという考え方もある。信仰告白は教会の実質的内容から生み出されて来るものであるから、徒らに形式のみを先に考えてはならないという考え方である。

(16)教団は信仰告白の制定に当っては、教理上の諸問題を取り上げて検討すべきであるという立場もある。

(17)教団が教会としての性格を明確化しようとするのであるなら、能う限り速かに教団としての信仰告白をもつようにすべきであるという立場もある。

(18)教団は政治的危険をおかしてまで、急いで信仰告白制定を考える必要はないという考え方もある。

(19)現在の信仰告白の線で教団内の理解と統一とを深め、その上で次のステップに進むのが妥当であるという考え方もある。そのために教団内での信仰告白についての教育と訓練とを必要と考える立場である。

バルメン宣言(抄)

1934年5月29－31日、ドイツのバルメンの第1回信仰告白会議で、ルター派、合同派、改革派の代表者全会一致により採択された「ドイツ福音主義教会の今日の状況に対する神学的宣言」。バルトの草案に基づく6項のテーゼは各々聖書引用・告白(肯定)命題・棄却(否定)命題という構成を取る。イエス・キリストのみが神の唯一の啓示(自然神学との対決)であり(1項)、生の全領域を支配する主であり(2項)、自らが教会と国家を包括する神の国である(教会の政治的責任)(5項)。教会はその使信も秩序もこの主にのみ拘束されており(3項)、その職務は位階的「支配」ではなく「奉仕」によるものであり(4項)、人間の側の願望ではなく「神の自由なる恵みの使便信」をすべての人に伝えるという委託を受けている(6項)。〈棄却〉命題は、直接的にはナチズムの全体主義的世界観とその教会統合政策およびこれに迎合する〈ドイツ的キリスト者〉(旧約の廃棄、新約の「非ユダヤ化」を主張)に向けられた。〈バルメン〉は戦後再建されたドイツ福音主義教会(EKD)でも承認され、その継承として特に「ダルムシュタット宣言」(47年8月)が重要。〈バルメン〉の影響はさらに、南アフリカ(アパルトヘイト)や韓国(軍事独裁)の教会闘争にまで及んだ。

〔天野有〕『岩波キリスト教辞典』

信仰告白(抄)

一般的には個人あるいは団体として信仰を公に表明すること。また表明された信仰内容の要約をさすこともある。信仰告白は信仰の意識化と共同体への帰属を公に宣言するために求められ、信仰告白の内容の定式化は宣教や信仰教育、正統信仰の維持と信仰共同体のアイデンティティの確保のために必要となる。それはしばしば共同体の礼拝や典礼の中で共唱された。

元来「イエス・キリスト」とは、「イエスはキリストである」という最も短い形の信仰告白にほかならない〔マコ 8：29 参照〕。新約聖書にはさらに原始教会に流布していた「イエスは主である」〔I コリ 12：3〕、「イエスは神の子である」〔マタ 14：33；16：16 など参照〕などの信仰告白、とりわけイエスの復活についての信仰告白〔I コリ 15：3-5；フィリ 2：6-11 など参照〕が散見される。

古代においては、ヘレニズム世界の異質な宗教心や世界観の混入から福音の純粋性を守るために、哲学的な概念を用いて信仰内容が表明されるようになった。その信仰告白は多様な形式において形成され、あるものはキリスト者の信仰の規範となる信仰箇条もしくは信条(信経)として今日までキリスト教諸教派に共通に伝えられている。その典型は 381 年に宣言された「ニカイア・コンスタンティノポリス信条」、5-6 世紀の作と推測される「アタナシオス信条」、7-8 世紀に現在の形になったと推測される「使徒信条」などである。

宗教改革以降、それぞれの教派は自己のアイデンティティを明確化するために、新たに信仰告白を作成した。1530 年のルター派の「アウクスブルク信仰告白」や 1646 年の英国教会の「ウェストミンスター信仰告白」などが名高い。第 2 次世界大戦の際、ドイツの福音主義キリスト者たちが国家権力との相克の中に表明した「バルメン宣言」は歴史に残るものである。日本におけるプロテスタント合同教会である日本基督教団は 1956 年(54 年の間違い)の総会で「日本基督教団信仰告白」を宣言したが、その規範性の理解は多様である。現代においては、それぞれの時代と民族の文化に応じてキリスト教の信仰を明確に表明する新しい信仰告白の定式化が求められている。〔百瀬文晃〕『岩波キリスト教辞典』

信条(抄)

信仰箇条の略称。教派・教会の信仰規準。プロテスタント教会では信仰告白という語も併用される。したがって信仰告白は比較的新しい信条、特にプロテスタント的なものを指すともいえるが、厳密にはむしろ区別されない。また近時はエキュメニカルな性格を持つ基本信条の意味にも用いられる。信条は教会の信仰内容を外に向けて明らかにするとともに、内的強制力を持つもので、カトリック、正教会、聖公会、ルター派教会は、世界的規模で同一の歴史的信条を保持する。改革派教会は歴史的信条を重んじつつ、各地の教会が、その場所、その時代における信条を成文化する。日本のプロテスタント教会は信条に固執し

ない傾向が強く、最初の教会である日本基督公会は、プロテスタント信仰と基本信条の内容を簡略に表した万国福音同盟会の教理基準 9 カ条による〈信仰諸則〉を掲げた。その後、教派的教会の形成が進んだが、日本組合基督教会、バプテスト教会などは各個教会の自立を重んじ共通の信条は設定しなかった。例えば 1886(明治 19)年成立の日本組合教会の場合、信仰箇条として万国福音同盟会の 9 カ条だけをあげており、自由神学の波及を強く受けたのに対し、92 年に 5 カ条の〈信仰の告白〉を定めたに過ぎなかった。日本基督一致教会は 80 年、宣教師の主導により、ドルト大会の教法、ウェストミンスター信仰告白、『耶蘇教略問答』、ハイデルベルク信仰問答を〈規矩〉としたが、88 年の組合派との合同基礎案である日本基督教会憲法第 2 条教理では「旧新両約聖書に記されたる神の言(ことば)は、信仰および行状に係る無二の誤りなき法則なり」とし、歴史的信条として使徒信条およびニカイア信条の「二個(ふたつ)」の信条と、福音同盟会の教理とを以て信仰箇条となす」とした。この合同不成立後、90 年に改めて成立した日本基督教会は、福音主義教会の教理を示す前文と使徒信条を本文とする世界的にも珍しい簡潔な信仰告白を制定した。現日本基督教団は、それに似た信仰告白を制定したが(1954)、その拘束性については、なお論議がある。

(加藤常昭)『日本キリスト教歴史大事典』